

戸田市学校給食等費用助成金交付要綱

令和5年7月3日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の経済的負担を軽減することにより教育の充実及び子育て支援を図るため、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における保護者が負担する学校給食等に要する経費に対し、予算の範囲内で戸田市学校給食等費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とする。

2 助成金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）及びそれと同じ目的で児童生徒が摂る食事として市長が認めるものをいう。
- (2) 保護者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記録されている児童生徒と居住し、養育しているものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護その他公的扶助制度又は他の地方公共団体において、学校給食等費用に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。

- (1) 戸田市立の小学校及び中学校に在籍し、食物アレルギーその他の理由により学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者
- (2) 戸田市立以外の小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在籍している児童生徒の保護者
- (3) その他市長が特に交付することが適当と認める者

(助成金の額及び支給方法)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 児童 月額4,000円
- (2) 生徒 月額4,600円

2 令和5年10月1日時点で助成対象者である者には、令和5年10月から令和6年3月まで（以下「助成対象期間」という。）の月数に前項に規定する月額を乗じて得た額を支給するものとする。

3 令和5年10月2日以降に助成対象者となった者には、当該日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月）から令和6年3月までの月数に第1項に規定する月額を乗じて得た額を支給するものとする。

4 助成対象月数に変更が生じた場合の第2項及び第3項の規定の適用については、「令和6年3月」とあるのは「助成対象の最終月」と読み替えるものとする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市学校給食等費用助成金申請書兼請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和5年8月1日から同年9月30日までに行うものとする。ただし、前条第3項の助成対象者及び市長が認める者についてはこの限りではない。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、適否を審査の上、助成金交付の可否を決定し、戸田市学校給食等費用助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定をしたときは、当該交付決定者に対して助成金を交付するものとする。

（助成金の調査）

第8条 市長は、助成金の交付に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（変更の届出）

第9条 申請者は、助成対象期間中に助成対象者の要件に該当しなくなると

きは、戸田市学校給食等費用助成金変更届（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条の届出等により助成対象者の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条第2号に係る前項の返還を命ずる場合において、規則第22条の規定については、適用しないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効日以前の期間に係る助成金については、この要綱は、失効日後も、なおその効力を有する。